

## 平成29年度事業計画(案)

### I. はじめに

今年度は、働き方改革元年と言われ、120年ぶりに民法の大改正があるなど、国民生活は大きな変換点にある。司法書士は常に国民生活に寄り添うことでその存在が認められてきたのであり、個々の司法書士が社会の変化に無関心で自らの利益のみを追及し、制度改革の必要性から目を背けていると、国民の信頼を失うことになる。

司法書士は、全国各地に万遍なく事務所を持ち、広く国民が何に困り、何を求めているか探り、「くらしに身近な法律家」としてその期待に応えようと努力してきた。今一度、原点に戻り、市民に対し司法書士は何ができるのかを絶えず考えていかなければならない。

東日本大震災や平成28年熊本地震など、日本では毎年のように自然災害が発生している。ここ沖縄でも日本の歴史上最大の明和の大津波が到来した過去があり、いつ大災害が起きてもおかしくない。当会は、沖縄士業ネットワーク協議会の一員として那覇市及び豊見城市と災害時支援協定を締結しており、大規模災害が発生した場合に市民の生活再建や復興を支援する役割が期待されている。

また、沖縄県は本土復帰後45年が経過したが、未だ約85万平方メートルの所有者不明地が存在し、戦災で消滅し再製された戸籍の内容に事実との齟齬のある事例が散見される。相続登記がされていない不動産の存在が東日本大震災からの復興の障害になっていることから、今後の大災害に備え、所有者不明地や相続登記が放置され所有者の把握が困難になっている土地の登記は急がなくてはならない。相続登記の促進は、これに対応できる最適の法律専門家である司法書士の使命であり、地域の事情に応じた最適な取り組みをすることが求められている。

そして、超高齢社会に突入したことで財産の管理・承継に対する市民の関心が年々高まっている。単に相続登記を行うだけでは市民の法的需要が全て満たされるとは言えない。相続登記を促進していく上でも、成年後見と財産管理及び民事信託の業務は司法書士にとって重要なものになっていくものと思われる。

司法書士は「くらしに身近な法律家」として多種多様な市民の法的需要に応えていかなければならない。そのために、地域住民の生活を隅々まで知り尽くし、司法書士に何ができるかを市民に広報・啓発することが必要である。

司法書士だけでは手に余る問題は他士業や関係機関等とのネットワークを緊密にし、迅速に対応できる体制をつくり、必要な時は直ちに司法書士自らが電話をかけ窓口に出かける姿勢が必要である。こうした司法書士一人ひとりの活動の積み上げが、市民からの信頼を確かなものとし、司法書士制度の存在価値が認識され、より良い制度の発展につながっていく。

## II. 司法書士を取り巻く状況

### 1. 不動産登記、取引立会関連業務

沖縄県は、公示価格が4年連続で上昇しており、平成29年1月1日時点の上昇幅は住宅地・工業地で全国1位となった。外国人が当事者となる不動産取引も増えていることから、登記業務における専門性を高める努力をし、不動産取引の安全性に寄与していく必要がある。

また、昨年、政府が世界最先端IT国家創造宣言をしたことで、オンライン申請の利用率の向上が更に求められている。国民の権利や利便性を損なうことなくオンライン申請の利用率を向上させるための、登記原因証明情報等に関する制度の検証を行っていく。

さらに、本年度は「法定相続情報証明制度」が新設されることから注意して情報を収集し、市民及び会員が円滑にこの制度を利用できるように情報発信する。

### 2. 商業・法人登記等企業法務関連業務

高齢化社会や経済の国際化が進み、これによって生ずる問題も複雑化すると予想される。司法書士にはこれらの問題に対する予防司法の機能が期待されていることから、事業承継や涉外登記に関する事業や研修を行っていく。

また、平成29年4月より改正社会福祉法が施行され、実務にも直接影響があることから研修等で情報発信を行う。

### 3. 簡裁代理・裁判実務関連業務

平成28年6月27日、最高裁において司法書士法第3条第1項第7号（認定司法書士の行う裁判外の和解の代理業務）の解釈適用について判断した判決が言い渡された。

司法書士制度の目的の一つは国民の権利擁護であり、国民の裁判を受ける権利の保障も含まれる。司法書士はこの社会的使命を果たすために、簡裁代理権が与えられ、長年、書類作成業務という形でも本人訴訟支援を行ってき

たのであるから、これまで以上に司法書士倫理に徹底し、依頼者の自己決定権を尊重しながら、委縮することなく業務に徹することで、市民の裁判を受ける権利の擁護に寄与し続けなければならない。

#### 4. 関連団体（政治連盟・リーガルサポート・青年の会）との連携

日司連は制度の更なる発展のために司法書士法改正に取り組んでいるが、改正には政治連盟の活動が不可欠である。今後の法改正の対応でも日本司法書士政治連盟沖縄県会と連携を取る。

成年後見制度の発展に資するべく公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と協議、連携する。

青年の会は当会の次代を担う人材育成の場でもあり、当会にとって重要な団体である。また、青年の会と協力して、社会問題にも積極的に対応していけるよう連携を図る。

以上をふまえ、当会は、今年度の事業計画として、重点事業並びに個別的な事業計画を以下のとおり策定する。

### Ⅲ. 事業計画の具体的推進

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

重点第2. 高齢化社会に対応する法的サービスの拡充

重点第3. 広報活動の強化

重点第4. 渉外登記

#### 第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

〔総務部・相談事業部・企画部・  
広報部〕

##### 1. 法律相談の充実

- (1) 沖縄県や市町村が開催する多重債務相談会へ相談員を派遣する。
- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）、所属相談員による無料の面談法律相談を実施する。
- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」（那覇中央郵便局・那覇

市小緑支所)に毎月一回、同事務所主催による特設「一日合同行政相談」に、それぞれ、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。

- (4) 市町村や社会福祉協議会等の公的機関が継続的に開催する相談会に相談員を派遣、または紹介する。
- (5) 紹介依頼に対し、最寄りの会員を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による、離島からの無料電話法律相談を常設する。また、電話相談の利用を促進するため、離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」等の相談会へ会員を派遣する。
- (8) 連合会から要請のある相談会、その他各種相談会を実施する。
  - ア 9月「高齢者・障害者のための成年後見相談会」
  - イ 10月法の日週間における「司法書士法律相談」
  - ウ 2月「相続登記相談」(特設会場を設置した相談会や講演会の開催)
  - エ 司法過疎地域における相談会
  - オ その他の相談会
- (9) 沖縄県の自殺対策事業に協力する。
- (10) 消費者庁の消費者月間に協力する。
- (11) 司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成、拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては、相談技法向上の為、同席研修を奨励する。
- (12) 司法書士総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (13) 全国のADR調停センターの動向を確認の上、組織面、運用面から沖縄における認証の必要性の有無について検討する。
- (14) その他、市民への法的サービスの拡充に繋がる相談会を開催する。

## 2. 社会貢献活動

司法書士の社会貢献活動を推進し、他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。

- (1) 沖縄士業ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ相談員を派遣する。
- (2) 那覇市と沖縄士業ネットワーク協議会とが締結した「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく要請があれば、相談員を派遣する。
- (3) 熊本地震については、九州ブロック司法書士会協議会・日司連災害対策

実施本部と連携をし、転送電話相談を引き続き実施する等、被災者と被災地県会を支援する。

(4) その他の社会貢献活動

### 3. 講師派遣

- (1) 消費者教育の一環として、県内高等学校へ講師を派遣する。
- (2) 県内各団体等から要請があれば、会員を講師として派遣する。
- (3) 会員講師養成及び人材育成に努める。

重点第2. 高齢化社会に対応する法的サービスの拡充 [総務部・相談事業部・企画部・広報部]

高齢化社会に対応するために、財産管理業務、成年後見、民事信託の制度を横断的に実務で活用するための研究、研修等を行い、市民向けの相続・遺言の相談会・講演会で信託の内容も盛り込む。

重点第3. 広報活動の強化

[広報部・相談事業部・企画部・総務部]

マスメディアをこれまで以上に活用し、広く一般市民のニーズに応じた広報活動を強化することで、各種相談会の来場者の増加を目指すとともに、司法書士の認知度を向上させる。

重点第4. 渉外登記

[研修部・企画部]

特別委員会を結成し、渉外登記（外国人又は外国在住の邦人が当事者となる、相続、不動産売買、会社設立等）に関する細かな情報を収集、研究し、それらの情報を会員に提供し、かつ渉外登記に関するマニュアル本の発刊を目指す。

## 第2. 個別事業

### 1. 研修制度の充実

#### 1. 会員研修

##### (1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

イ 新法・改正法に関する研修

法改正の動向を注視し、必要であれば研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

エ 商業・法人登記に関する研修

オ 裁判実務に関する研修

今年度も昨年度に引き続き、裁判実務に関する研修を連続して行なう。

この研修を通じ、訴訟の基礎を引き続き学習するとともに、裁判書類作成業務および簡裁訴訟代理における司法書士の裁判に関わる基本姿勢を考えていく。

カ 信託に関する研修

信託に関する業務は、今後、司法書士にとって重要なものとなる可能性があると考え、昨年引き続き研修を実施する。

キ その他実務に関する研修

(ア) 近年、日司連から講師を派遣する研修が増えてきた。本会の希望と合致すればそれらの研修を積極的に利用していきたい。

(イ) 渉外登記に関する研修会を積極的に開催する。

## (2) ゼミ形式の研修

一方的に講義を聴くだけの研修ではなく、できるだけ会員が参加できる形式の研修を目指す。

## (3) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

## (4) 連合会主催研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

イ 特定分野研修会

ウ 法令一斉研修会

エ 日司連中央研修所新人研修会

## (5) 九州ブロック会員研修会への参加を奨励する。

ア 平成29年9月2日第18回九州ブロック会員研修会

テーマ「本人支援訴訟と簡裁代理権」(於;佐賀県唐津)

イ 九州ブロック新人研修会

## 2. 新入会員研修会

- (1) 新入会員配属研修
- (2) 新入会員一般研修会

日司連、九州ブロックの新人研修会と整合性の取れた研修会を開催する。

## 3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し各種研修会を開催する。

## 4. 補助者研修会

- (1) 補助者教養研修会
- (2) 補助者業務研修会

## 5. 研修会への派遣

日司連及び日司連中央研修所主催の研修会へ適宜、会員を派遣し伝達研修を行う。

## 6. 本年度の検討課題

- (1) 倫理研修の強化に取り組む。
- (2) 研修取得単位を向上させるため工夫する。
  - e ラーニングの活用や会員が興味のある研修を企画し、会員が12単位以上取得できるように工夫する。
- (3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。
- (4) 離島の会員を対象とした、インターネットを利用した研修の改善に取り組む。

## 2. 業務の改善

### 1. 会員の執務に対する対応

- (1) 司法書士倫理に関する研修会を開催する。
- (2) 日司連年次制研修会の積極的受講及び不参加者への対策を強化する。

### 2. 法テラスとの連携強化

#### (1) 司法支援関連事業

窓口専門職員の派遣を継続する。法テラスから要望がある場合、司法書士による法律相談に相談員を派遣する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

3. 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

3. 組織の充実強化

[広報部・共済委員会・総務部・経理部・研修部・企画部]

1. 支部長会の充実

各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

2. 会員への情報提供

(1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

(2) 業務上有意義な資料を収集し、ホームページで会員への情報提供を継続する。

(3) 毎月1回、会務情報紙を発行する。

3. 共済制度、福利厚生事業

(1) 共済制度の充実

(2) 福利厚生事業

4. 事務局の強化、会務の電算化、情報提供方法のIT化を積極的に推し進める

5. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換

6. 規則等の改善の検討

7. 財政基盤の強化

(1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行

(2) 会費自動振替の促進

## 8. 役員等手当見直し検討委員会（仮称）の設置

### 4. 執務環境の改善

〔非司排除委員会・総務部〕

#### 1. 非司排除活動

法務局から司法書士法に違反する事実の有無についての調査要請があれば各支部協力のもと実態調査を行う。

#### 2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携する。

### 5. 広報活動

〔広報部〕

#### 1. 広報的相談活動の実施

##### (1) 相続登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。  
実施期間中は、会員事務所において無料相談を実施する。

##### (2) 役員変更登記はお済みですか月間

広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。  
実施期間中は、会員事務所において無料相談を実施する。

##### (3) 司法書士の日無料法律相談の実施

8月3日の「司法書士の日」に各会員の事務所において、無料法律相談を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。

##### (4) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと、支部毎に無料法律相談会を実施する。広報・告知のため県内各紙に有料及び無料の広告をし、論壇を投稿する。

#### 2. 8月3日の「司法書士の日」に、司法書士制度を周知するイベント等を実施する。

#### 3. 会報の発行

#### 4. 広報活動の拡充

##### (1) マスメディアを利用した広報戦略

広告効果の高いテレビCMを利用して司法書士の認知度向上を目指す。

また、ラジオ聴取率の高い沖縄県民の独自性に対応した広報活動を図る。

##### (2) 相談事業開催時の広報活動

「司法書士の日記念事業」「法の日」「相続登記はお済みですか？」などの相

談事業を開催する際に新聞紙面における有料広告、論壇等をはじめ、ラジオなどを利用した広報展開をすることにより、幅広く市民への告知を行う。

(3) 路線バスでの「よかった。司法書士に相談して。」の看板掲載、バス車内放送を通じて「司法書士へ相談」とアナウンスして市民になじみのある存在であることを広報する。

5. 法定相続情報証明制度に関する広報の実施

6. ホームページの改訂